

補助事業Q&A

Q1 公募対象者にある「その他特別の法律に規定する組合及び連合会」とは？

A1 特別の法律により設立される法人とは、日本の会社法及び一般社団・財団法人法（かつては商法及び民法）以外の法律により設立され、全国を地区とする法人のうち、独立行政法人、特殊法人、認可法人、共済組合あるいは特別民間法人でないものをいいます。

【その他特別の法律】

金融商品取引法、損害保険料率算出団体に関する法律、貸金業法、保険業法、健康保険法、国民年金法、船員災害防止活動の促進に関する法律、土地改良法、中小企業等協同組合法、商品先物取引法、中小企業団体の組織に関する法律、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律

Q2 本社が道外にある場合でも補助対象者となれますか？

A2 設備を導入する事業所等が道内であれば対象となります。

Q3 地方公共団体が申請することは可能ですか？

A3 事業者等が対象となり、国及び地方自治体、一部事務組合等は申請できません。

Q4 マンション管理組合は補助事業者となりますか？

A4 マンション管理組合は補助事業者とはなりません。

なお、マンションを所有するオーナーが申請者となり、オーナーが所有している設備（共用部の照明など）を更新する場合は、要件を満たせば補助事業者となります。

Q5 漁業協同組合、農業協同組合は補助事業者となりますか？

A5 補助事業者とはなりません。（漁協の根拠法：水産業協同組合法、農協の根拠法：農業協同組合法）

Q6 個人事業主は補助事業者となりますか？

A6 法人を対象としており、補助対象者とはなりません。

Q7 コンソーシアムでの申請とはどのようなものを想定しているか教えてください。

A7 複数の法人が、当該事業を共同で申請することにより、単独で申請するよりも、省エネ効果が高くなるなどの相乗効果が発揮されるものを想定しています。

ただし、代表者が同一の法人であるなど、事実上同一法人と解釈される場合、事業費の比率が一方の法人に偏っている場合などは、有識者会議の審査において、不適切事例または低評価と判断される可能性があります。

【考え方】

- ・代表者が同一であるなど事実上、法人の経営主体が同じ
- ・A法人の事業費率7割、B法人の事業費率3割、など一方の法人の事業費率が7割を超えるなど事業費率が一方の法人に偏っている場合

Q8 リースにより設備を導入する場合に気をつけることがあれば教えてください。

A8 以下の点について留意願います。

- ・リース会社を代表とする共同申請を行ってください。(この場合はコンソーシアムとは扱いません。)
- ・補助金の支払いはリース会社に行います。
- ・リース料から補助金相当分が減額されていることが必要です。
- ・補助事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類の提出が条件になります。リース契約書に記載していただいてもかまいません。

*応募申請時は、リース契約書(案)、リース計算書(補助金ありの場合、補助金なしの場合)、リース終了後法定耐用年数まで継続して使用するための付帯契約の内容を確認します。

- ・同一事業において設備使用者による設備導入とリース事業者による設備導入は併用できません。ただし、設備使用者が自己資金により設備の導入を行う場合、リース事業者による設備導入経費のみ対象経費として認めます。(リースを自己資金とする場合は、設備導入のみ対象)

例：A社が建物Bの照明をLEDに更新、建物Cのエアコンをリースにて更新する場合

2つの建物について更新を行うので本事業の対象(面的な取り組み)となる。

ただし、リースと設備導入は併用できないので、どちらか片方のみ補助対象となり、もう一方は自己負担となります。

Q9 利益等排除はどのような場合に行う必要があるのですか？

A9 申請者(リースの場合は使用者(契約者))が自社または資本関係にある会社から充電設備を購入する場合や、工事の施工をする場合に必要になります。

Q10 自社所有でない建物等に設備を導入する場合、申請できますか？

A10 申請可能ですが、所有者からの設備導入等承諾書と、補助対象設備の導入場所についての契約更新等の確約書を提出してください。

Q11 補助金の交付決定前における工事等の着手は可能ですか？

A11 認定事業は、補助金交付決定後に開始することが基本です。しかし、補助金の交付決定日以後の着手では事業実施の適期を逸する場合や、その他に着手する適当な理由がある場合は、道が着手を承認することがあります。必要な手続きがありますので、必ず、事前にご相談ください。

Q12 要件を満たしている事業であれば、必ず採択されますか？

A12 事業計画の認定は、公募要件に合致する計画を対象に、審査会を開き、審査基準に基づき有識者から意見を聴取します。聴取した意見を踏まえて審査を行い、事業として適当と認められるものを予算の範囲内で認定します。そのため、審査の結果として、要件を満たしていても採択されない場合があります。

Q13 導入設備の耐用年数期間（処分制限期間）はどのようにして調べることができますか？

A13 処分制限期間とは、導入した機器等の法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める年数）の期間をいいます。電子政府の総合窓口e-Govに掲載の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）をご参照願います。

（参考） <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=340M50000040015>

Q14 何をもって事業の着手となるのでしょうか？

A14 設備の導入工事を行う業者等への発注をもって着手とします。

Q15 要件となる導入前の設備に比して省エネ削減効果20%以上の考え方はどうなりますか？

A15 今回の事業にて設備を導入する範囲において、導入前より20%削減することが要件になります。複数の設備を導入する場合は合わせて20%削減できることとし、設備単位での増加が無いこととします。

ただし、本事業は複数の建物や街区、エリア等を対象に面的に取り組む事業であることが前提ですので、1つだけ対象になることはありません、

例1

| 導入設備 | 削減率 | 対象の可否 |
|------|-------|--------|
| 空調設備 | 15%削減 | ×補助対象外 |
| 照明設備 | 21%削減 | ×補助対象外 |
| 合計 | 18%削減 | 要件未達成 |

例2

| 導入設備 | 削減率 | 対象の可否 |
|------|-------|-------|
| 空調設備 | 15%削減 | ○補助対象 |
| 照明設備 | 30%削減 | ○補助対象 |
| 合計 | 22%削減 | 要件達成 |

例3

| 導入設備 | 削減率 | 対象の可否 |
|------|-------|--------|
| 空調設備 | 19%削減 | ○補助対象 |
| 照明設備 | 51%削減 | ○補助対象 |
| ボイラ | 1%増加 | ×補助対象外 |
| 合計 | 23%削減 | 要件達成 |

例1：本事業は複数の建物など面的に取り組む事業であることが要件なので2つ以上補助対象にならないとなりません。

例2：設備単位ごとに削減となっており、導入の範囲において導入前より20%以上改善しており、空調・照明ともに補助対象となります。

例3：全体では20%以上の削減となっていますが、ボイラ設備は補助対象外となります。

※エネルギーの種類が異なる場合、原油換算により計算願います。

※省エネ効果の合理的な計算方法は「省エネルギー投資促進支援事業費補助金（経済産業省事業）」における「省エネルギー量計算の手引き」を参照してください。

Q16 既存設備の撤去・処分に係る工事費は補助対象経費となりますか？

A16 対象になりません。

見積書において、補助の対象となる「設備導入に係る工事費」と、対象外となる、「撤去・処分に係る工事費」を切り分けたうえで、前者のみを計上してください。

Q17 申請額に消費税を含めて良いですか？

A17 消費税は補助対象外です。

Q18 LED照明に交換する場合、LED電球に交換するだけで良いですか？

A18 電球や蛍光管等の光源は消耗品であり、光源のみの交換は補助対象になりません。

工事の一部に電球の交換が含まれている場合は、材料費の他、作業に係る経費も差し引く必要があります。尚、シーリングライトにおいても、電気工事を伴わないものは対象外となります。

Q19 見積書を取得するにあたり、何か条件はありますか？

A19 見積を取得する場合は、以下の条件を満たす必要があります。

- ・ 3社以上の見積もりをとること。
- ・ 交付申請時に期限等が有効な見積書であること。
- ・ 補助対象経費と補助対象外経費が、判別できる見積明細を取得すること。
- ・ 値引きがある場合は、どの項目の値引きであるか明示してあること。

Q20 配置図や平面図がない場合はどうしたら良いでしょうか？

A20 導入する設備の設置場所、箇所数、工事範囲など、補助事業で行う対象設備や工事範囲について、見積書等との照合ができるような図面を作成してください。

Q21 「事業完了」とはどういう状態なのか教えてください。

A22 必要となる許認可等を受け、導入設備等を設置・検収の上、施工業者等に対して補助対象設備導入に係る経費の全ての支払いが完了した時点をもって、補助事業の完了とします。

Q22 実績報告書類を提出した結果、補助金を受け取れない場合がありますか？

A22 実績報告書を受理した後、書類検査及び現地調査等を行い、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していないと判断された場合、補助金をお支払いできない場合があります。